

後期高齢者医療制度のお知らせ

▶ 問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)
年金・長寿医療グループ (☎052-2137)

平成30年度の保険料を7月にお知らせします

◎保険料の計算方法について

$$\left[\begin{array}{c} \text{均等割} \\ 50,205\text{円} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{所得割} \\ (\text{平成29年中の所得} - 33\text{万円}) \times 10.59\% \end{array} \right] = \text{1年間の保険料}$$

※所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を引いたものです。
※1年間の保険料上限額は62万円です。
※年度途中で加入したときは、加入した月からの月割計算です。

◎保険料の軽減について

①均等割の軽減

所得の合計が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割
33万円かつ被保険者全員が所得0円（年金収入のみの場合、受給額が80万円以下）	9割軽減	5,020円
33万円	8.5割軽減	7,530円
33万円 + (27万5,000円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	25,102円
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	40,164円

※被保険者と世帯主（被保険者ではない世帯主も含む）の所得の合計で判定します。
※昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

②所得割の軽減

平成30年度から所得割の軽減はありません。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

軽減後の保険料 25,102円（年間）

被用者保険の被扶養者だった方が、後期高齢者医療制度に加入した場合、急激な負担の増加を抑えるため、**所得割はかからず、均等割が5割軽減**となる特別措置をとっています。

※所得の状況により、均等割が5割軽減から9割軽減または8.5割軽減になる場合があります。
※被用者保険とは、協会けんぽなど、主に会社員が加入している健康保険のことで、市の国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません。

新しい『被保険者証』と『減額認定証』を7月に郵送します

現在お持ちの『被保険者証』と『減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）』の有効期限は平成30年7月31日(火)です。

7月中に新しい被保険者証と減額認定証を郵送しますので、届きましたら新しいものをご使用ください。

新しい被保険者証は**桃色**です
新しい減額認定証は**水色**です

